

## 地域美化運動委託契約書

海南省（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、  
地域美化運動に関し、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、乙に地域美化運動のごみ運搬を委託するものとし、乙はこれを受託する。

第2条 委託料は、運搬車両及び運転手費用を含め、次のとおりとする。

円

（1台 10,000円の 台）

第3条 委託料は、原則として乙の請求のあった日より30日以内に支払う。

第4条 この契約に基づく事業は、令和 年 月 日に実施するものとする。

ただし、雨天等により中止した場合は、乙の申し出により変更することができる。

第5条 事故その他乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に対して損害を及ぼした場合は、すべて乙において賠償の責を負う。

この契約を証するため本書二通を作成し、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）海南省南赤坂11番地

海南省長 神出政巳

（乙）海南省